

京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月9日

京都市教育委員会  
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第3号

京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（以下「1級1号給職員」という。）」を削る。

第6条第1号及び第7条第5号中「1級1号給職員」を「初任給基準表(10)の項に掲げる者」に改める。

別表(10)の項号給の欄中「1」を「3」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)